

## 議案第41号

### 守谷市手数料条例の一部を改正する条例

守谷市手数料条例（平成11年守谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の部中「450円」の次に「（ただし、自動交付機による交付の場合は400円）」を加え、同表住民票の部戸籍の附票交付手数料の項中「200円」の次に「（ただし、自動交付機による交付の場合は150円）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年6月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
41号	1

## 提案理由（議案第41号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、コンビニエンスストア等において、戸籍の全部・個人事項証明書及び戸籍の附票を交付する場合の手数料を減額するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
41号	2

守谷市手数料条例新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条，第3条，第5条関係）			別表（第2条，第3条，第5条関係）		
種類	名称	納付額	種類	名称	納付額
戸籍	戸籍の謄本・抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1件 450円 (ただし，自動交付機による交付の場合は400円)	戸籍	戸籍の謄本・抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1件 450円
住民票	戸籍の附票交付手数料	1件 200円 (ただし，自動交付機による交付の場合は150円)	住民票	戸籍の附票交付手数料	1件 200円

41号	議案
3	页数

参考資料